

コンテナ重量証明の SOLAS 条約改正案および同重量証明 のためのガイドラインが合意される

～IMO 第 18 回 危険物・固体貨物・コンテナ小委員会（DSC18）審議結果概要～

国際海事機関（IMO）の DSC18 が、2013 年 9 月 16 日から 20 日までロンドンにて開催され、IMDG コード（国際海上危険物規程）、IMSBC コード（国際海上固体ばら積み貨物規則）、海洋汚染防止条約附属書 V（船舶からの廃物により汚染の防止のための規則）等に関する審議が行われた。

1. コンテナ重量証明に関する SOLAS 改正案

（1）背景・経緯

荷送人による誤申告等に起因するコンテナの荷崩れ事項等が散見され、MSC89において、コンテナの損失防止に関する提案が行われ、その際、船積み前のコンテナ実重量の確実な証明行為が行われるよう SOLAS 条約の具体的改正を DSC にて検討することとなり、コンテナ実重量の証明法について DSC17 や同会合後に設置された コレスポネンスグループ（CG）において検討が行われてきた。

今次会合には、重量の証明方法として、貨物を収納したコンテナ個々の重量を計測する方法と収納された個々の貨物等の重量と空コンテナの重量の合算により重量を証明する方法を並記する コレスポネンスグループ（CG）案と、貨物を収納したコンテナ個々の重量を計測すべきとする ITF 案が提案されていた。また、CG からは、コンテナ重量計測の手順や重量証明の手順などの詳細基準を定めるガイドライン案も提案されていた。

（2）審議結果

SOLAS 改正案については、審議の結果、「重量算出方式を改正案から削除すべき」とする ITF 提案は支持されず、コンテナの重量証明法について原案（CG レポート）どおり実重量計測とともに算出方式も認めることで合意された。

ただし、国際短航海に従事の RO-RO 船への免除規定については、今回合意が得られず、MSC93（来年 5 月開催予定）で審議されることになった。

一方、コンテナ重量証明に関するガイドライン案は、不明確な箇所を明確化する等の修正を行い、最終案として MSC93 に報告されることになった。

なお、MSC93 で同 SOLAS 改正案（含むガイドライン案）が採択された場合、2016 年 7 月に発効される見通しです。

2. IMSBC コード（国際海上固体ばら積み貨物規則）の見直し検討

(1) 背景・経緯

同コードは、固体ばら積み貨物輸送時の危険性を踏まえ、より安全な海上輸送を目的に、2011年1月1日に強制化された。

固体ばら積み貨物は、個別スケジュール(*)が採用された場合、これら貨物はIMSBCコードにおいて輸送要件が定められるが、まだ多数の貨物の個別スケジュールが未採用である。

未採用の貨物を運送するには、積地主管庁の承認が必要であることから、今次会合に向け、個々の固体ばら積み貨物に掛かる詳細要件についての提案が多数出された。

また、以前より、安全対策等が検討されていた鉄鋼粉やニッケル鉱の液状化問題や液状化貨物の判定基準に関する提案について検討された。

(*) 「個別スケジュール」貨物の特性・性質および適切な積載方法などの情報として同コードの付録1に掲載

(2) 審議結果

1)新規個別スケジュール関連

日本から提出した新規個別スケジュールについては、6件の内、「化学石膏」については基本的に合意されたが、「クリンカアッシュ」を除く他の貨物については健康に関する更なる情報を求められた。

2)鉄鉱粉

前回の会合後、わが国がコーディネートを務めるCGにおいて、積出国であるオーストラリア、ブラジルによる技術検討グループ(TWG)の研究成果と同TWGから報告された鉄鉱粉の運送許容値水分決定法や個別運送要件等が検討され、同CGでの検討結果について審議が行われた。同会合開催直前に本件に関する理解を深めることを目的とした鉄鉱粉ワークショップが国土交通省・海上技術安全研究所の共催でIMO本部で開催され、今DSC会合への参加者が同ワークショップに多数参加していたこともあり、今回の審議は円滑に進んだ。

審議結果は以下のとおり。

- ・液状化リスクのある鉄鉱粉の運送許容水分値を決定するための新試験法の取入れが合意された。(今回、IMSBCコード付録2(試験法)の改正案が作成された。)

- ・なお、針鉄鉱(水酸化物)の含有率が35%以上の鉄鉱粉については、グループC貨物とする(液状化物質の要件を適用しない)ことが合意された。

3. MARPOL 条約附属書 V 章における環境有害物質の分類基準

(1) 背景・経緯

MEPC64(2012年10月)において、今回DSCにて改正MARPOL Annex Vの実施に資するようなIMSBCコードへの取り入れについて検討するように指示が与えられていた。

(2) 審議結果

今会合では、IMSBCコードに本件に関する新章を設けることのみ合意し、詳細検討のためCGを設立することで合意された。

本件のCGコーディネータを日本が担うことで決定した。

また、MARPOL条約附属書Vは義務化されているが、当条約の海洋環境有害物質の判定基準はガイドラインに記載されているため、IMSBCコードを適用するなら、同基準をMARPOL条約本文に盛り込むべきと指摘され、仮に、次回MEPC66に本件についての提案が出された場合、早ければ2017年1月に同基準の義務化に関するMARPOL条約の改正が行われることになる。

4. IMDG コード（国際海上危険物規定）改正の検討

(1) 背景・経緯

同コードは、危険物運送の実態等に対応して2年毎に改正が行われている。今回、IMDGコード第37回改正案について審議が行われた。

主な提案は以下のとおり。

- 1) UN3166の輸送規定；自動車等に適用される特別要件(SP)962に、主管庁承認に基づき、残留燃料の制限量を緩和出来る旨を追加する提案
- 2)セーフティアドバイザー制度の導入；EUで採用されている同制度をIMDGコードにも採用することの提案
- 3)コンテナインスペクションプログラムに関するMSCサーキュラーの改正；危険物の未申告・誤申告対策として違反を発見した場合の政府間通報手順の詳細規定を同Circularに追加すべきとした提案

(2) 審議結果

審議の結果、1)および2)については、翌週開催のE&Tグループで検討するよう指示された。また、3)については、提案者であるICSが具体案を次回会合に提示するよう要請された。

5.閉鎖区画への立ち入りに係る訓練の義務化

(1) 背景・経緯

閉鎖区画での酸欠事故等防止を目的としたSOLAS条約第XI-1章7規則の改正案として、酸素、可燃性ガス、硫化水素、一酸化炭素の全てを1台で計測できる計測器、つまり、マルチメータの備付けを求める内容から審議を開始した。

(2) 審議結果

審議の結果、計測器の重複所持を避けるため、改正案は、上記の気体計測には、複数の計測器でも良いとする内容に修正の上、合意された。

以上

(海務部 河野)